

国民年金保険料学生納付特例制度について

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

$$\{ \text{所得のめやす} \} 118 \text{万円} + \{ \text{扶養親族等の数} \times 38 \text{万円} \}$$

また、学生納付特例制度により、平成30年度に保険料納付を猶予されている方で、平成31年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を送付します。

同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要な事項を記入してご返送いただくことにより、平成31年度の申請ができます（この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です）。

なお、平成31年度は学生納付特例制度を利用せず、国民年金保険料の納付をご希望の場合は、納付書を作成して送付しますので、函館年金事務所までお問い合わせください。

国保病院のお医者さん

木古内町国民健康保険病院 井上大成（外科医）

夜間のケガを考える

日本全国で夜間の診療制限が始まろうとしています。そこで今回は、夜間のケガについて考えてみます。

一番重要なのは、夜にケガをしそうな活動をしないことです。「夜釣りの魚をさばっていた」とか「早起きして段ボールをカッターで切っていた」とか夜中に刃物を扱っていてケガをする場合が比較的多いようです。生魚をすぐにさばいてしまいたい気持ちはある程度わかりますが、夜中に段ボールを切らなくてもよいのではないかと思います。

医師も夜中は寝ているので、寝ぼけた状態での手術はできるだけ避けたいと考えています。もちろん寝ぼけているなりに最善を尽くすのですが、どうしても昼間よりも精密さに欠けるのではないかとドキドキしながら縫っています。くれぐれも夜中はおとなしくしていただければと思います。切り傷の場合は出血が止まるかどうかで判断してください。ティッシュなどで傷口をしっかりと押さえっぱなしにします。おおむね3分、サラサラの薬を飲んでいる人は5分。静かに、押さええている手を暖めます。

ゆっくり丁寧にティッシュを取ってみて、血が止まっていたら絆創膏を痛くない程度にギュッと巻いて貼ります。血が少し出ている場合はもう一度押さえて、血が止まるまで繰り返します。血が勢いよく出るようでしたら動脈からの出血が考えられますので、病院へ電話しましょう。

すり傷の場合はおおむね病院へ行かなくてもよいと思います。少し様子を見て血が止まっていたら、すり傷部分へ2つにたたんだサランラップをのせて、その上にティッシュやガーゼを軽くあててテープで留めてください。

打撲の場合、腫れていないときは慌てる必要はありません。見る見るうちに腫れるようでしたら骨折の可能性もあります。痛みが我慢できないようなら病院へ電話しましょう。

やけどの場合、蛇口やシャワーからチョロチョロと流しっぱなしの冷水で10分間、冷やしてください。水疱は破かずにガーゼや手ぬぐいで保護して翌日病院へ罹りましょう。手のひら3つ分より大きなやけどや顔面のやけどは病院へ電話して相談しましょう。

慌てず騒がずケガをせず。夜は静かに寝て過ごしましょう。